

## 「もっちゃん」利用の手引き

赤土等マスコットキャラクター「もっちゃん」は、

- 1 沖縄県のPR
- 2 赤土等流出問題の普及啓発活動
- 3 環境保全活動

を目的としたキャラクターです。目的に沿ってご利用ください。

※ 申請する前に必ずお読みください。

この資料は、もっちゃんを利用する皆様が円滑に申請を行えるように作成しました。  
利用規程、逐条解説もご確認ください。

※ 「利用の手引き」は随時改正されます。申請前に必ず最新版をご確認ください。



赤土等マスコットキャラクター「もっちゃん」

○もっちゃんのプロフィール



な ま え  
名 前  
す  
好きなもの  
かな  
悲しいこと  
しん ちょう  
身 長  
し ゅ み  
趣 味  
す ことば  
好きな言葉  
く ち く せ  
癖

もっちゃん

さとうきび、パイナップル、おきなわ うつく うみ沖縄の美しい海

こうじげんば はたけ あかつちとう なが工事現場や畑から赤土等が流れていくこと

さとうきび ほん1本ぶん

どろだんごづくり

みんなで止めよう！ と あかつちりゅうしゅつ赤土流出！！

もっとちゃんとして！

おきなわけん う あかつちとう ようせい  
沖縄県で生まれた赤土等の妖精です。

からだ まえがわ あかつち いろ うしろ はいいろ  
体の前側は赤土の色、後ろはジャーガルの灰色をしています。

くちくせ からだ  
癖ともちもちした体から「もっちゃん」となづけられました。

## ○はじめに

もっちゃん（イラスト、写真及び動画等）の利用には、次の場合を除き、必ず利用申請が必要です。

- 1 著作権法に定める著作権の制限に該当するとき。※
- 2 県の機関及び県の事業で利用するとき。
- 3 県が後援するイベント等の主催者が利用するとき。
- 4 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。

※ 著作権法に定める著作権の制限に該当するとき（著作権法第30条～第47条の8）

### 【該当例】

- ・ 私的使用のための複製
- ・ 図書館等における複製
- ・ 引用
- ・ 教育機関における複製

等々、詳細は文化庁のホームページをご確認ください。

## ○利用申請について

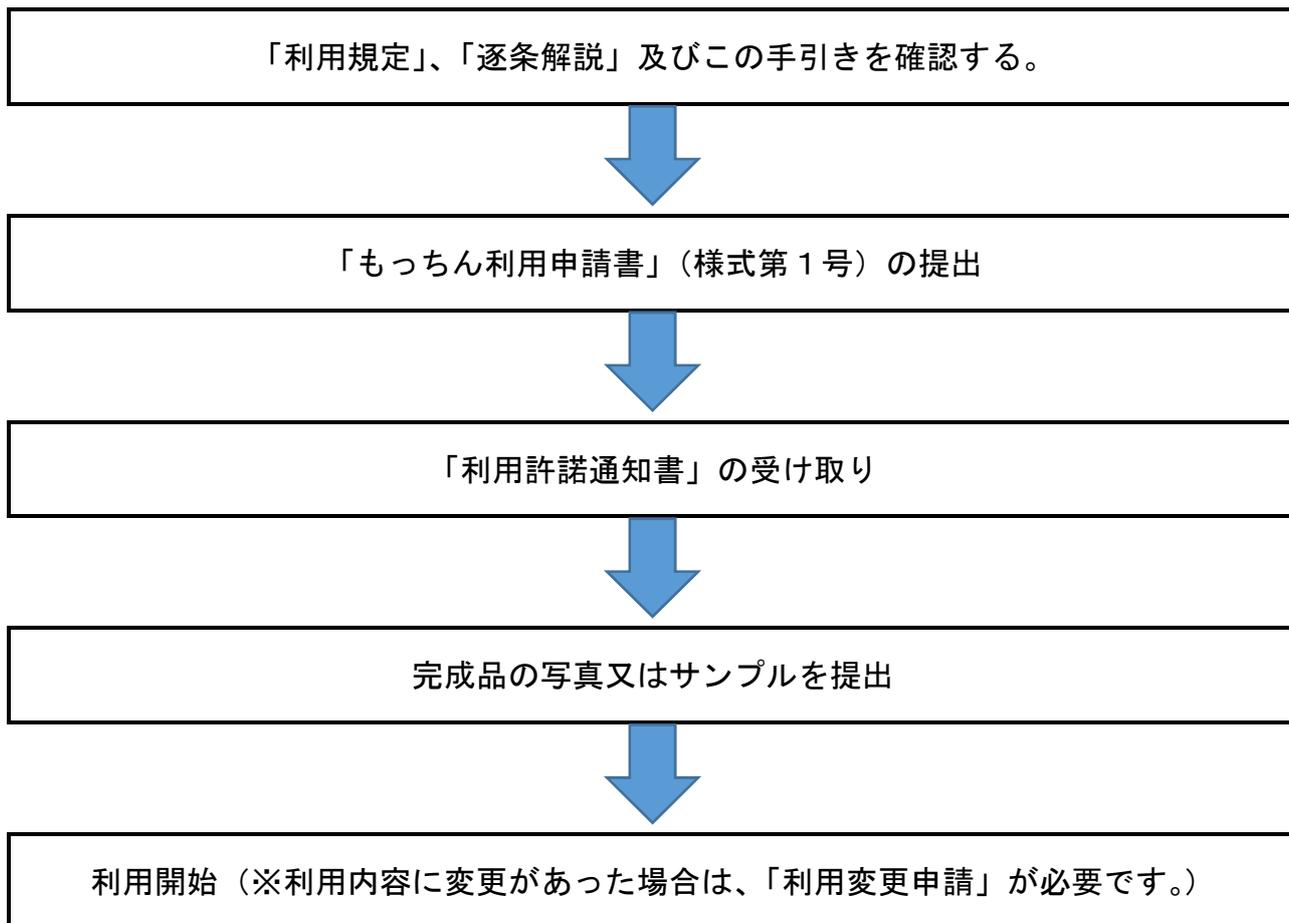
- ・ もっちゃんを利用したい場合、もっちゃん利用申請書（様式第1号）を1部ご提出ください。
- ・ 申請受付から利用の許諾までおおよそ2週間程度を要します。余裕をもったの申請をお願いします。
- ・ 審査期間の短縮のため書類の不備などなく申請いただきますようお願いいたします。
- ・ 添付書類

書類名称	備考
もっちゃん利用の概要がわかる資料 （企画書等）	任意様式
返送用の封筒（角2サイズ）及び切手	返信先の記入、84円切手貼付

## ○利用許諾について

- ・ 利用申請の内容が許諾された場合、「もっちゃん利用許諾通知書」が交付されます。この通知書を受け取った後、利用を開始できます。
- ・ 通知書に記載されている「許諾番号」を利用対象物等に必ず表示してください。
- ・ 利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出してください。

## ○利用申請手続きの流れ



## ○利用変更申請について

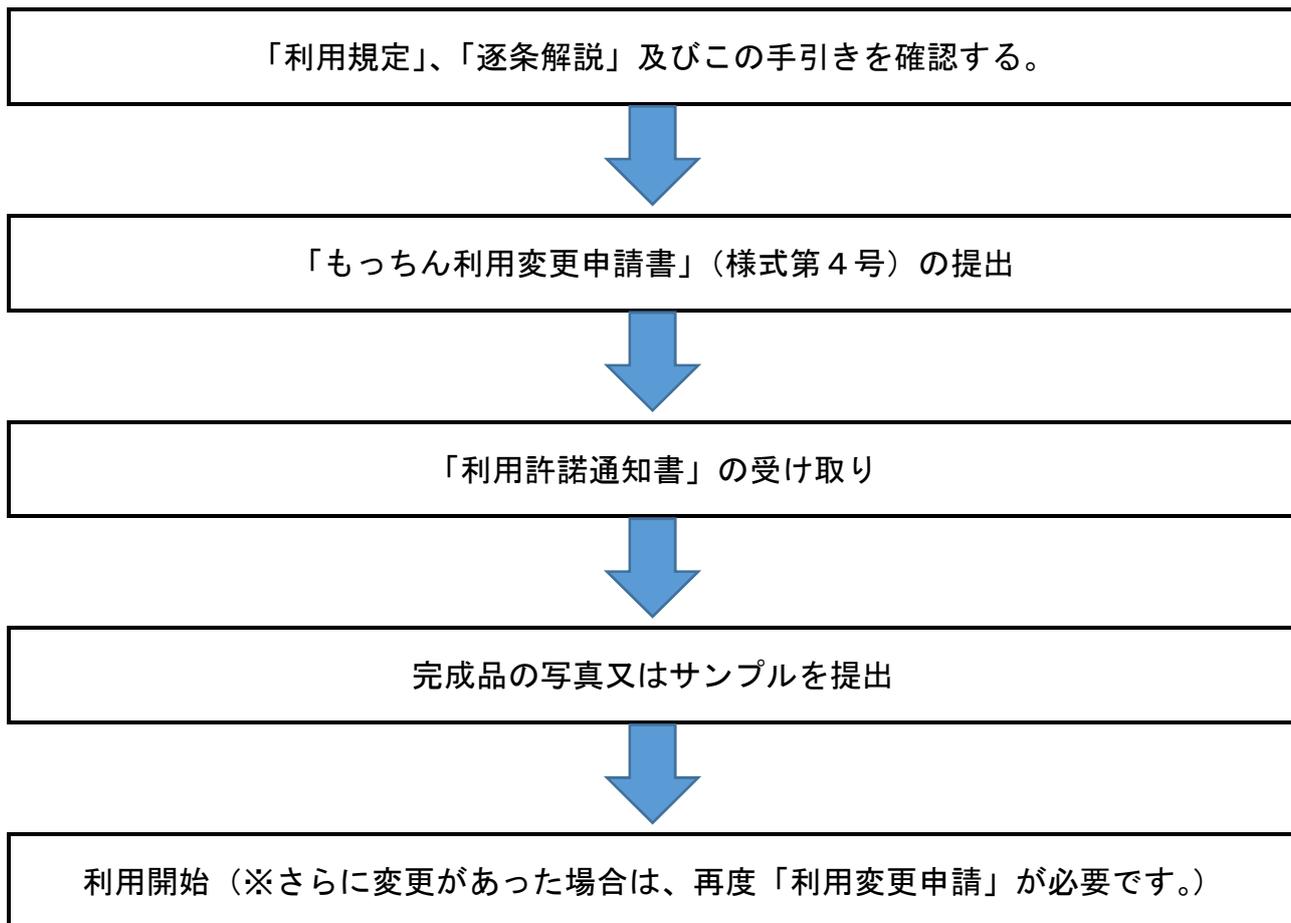
- ・ 利用申請の内容について変更がある場合は、もっちゃん利用変更申請書(様式第4号)を変更の前に1部ご提出ください。

### ・ 添付資料

書類名称	備考
もっちゃん利用の概要がわかる資料 (企画書等)	任意様式 ※以前提出したものから変更がある場合に提出
返送用の封筒(角2サイズ)及び切手	返信先の記入、84円切手貼付

- ・ 利用変更申請の内容が許諾された場合、「もっちゃん利用許諾通知書」が交付されます。この通知書を受け取った後、変更申請した内容で利用を開始できます。
- ・ 変更によって許諾番号が新たに交付された場合、交付された許諾番号は利用対象物等に必ず表示してください。
- ・ 変更によって新たに生じた利用対象物等、完成品の写真又はサンプルを提出してください。

## ○利用変更申請の流れ



## ○利用にあたっての注意点

- ・ 特定情報 (※) の支援及び推薦はできません。

### ※特定情報

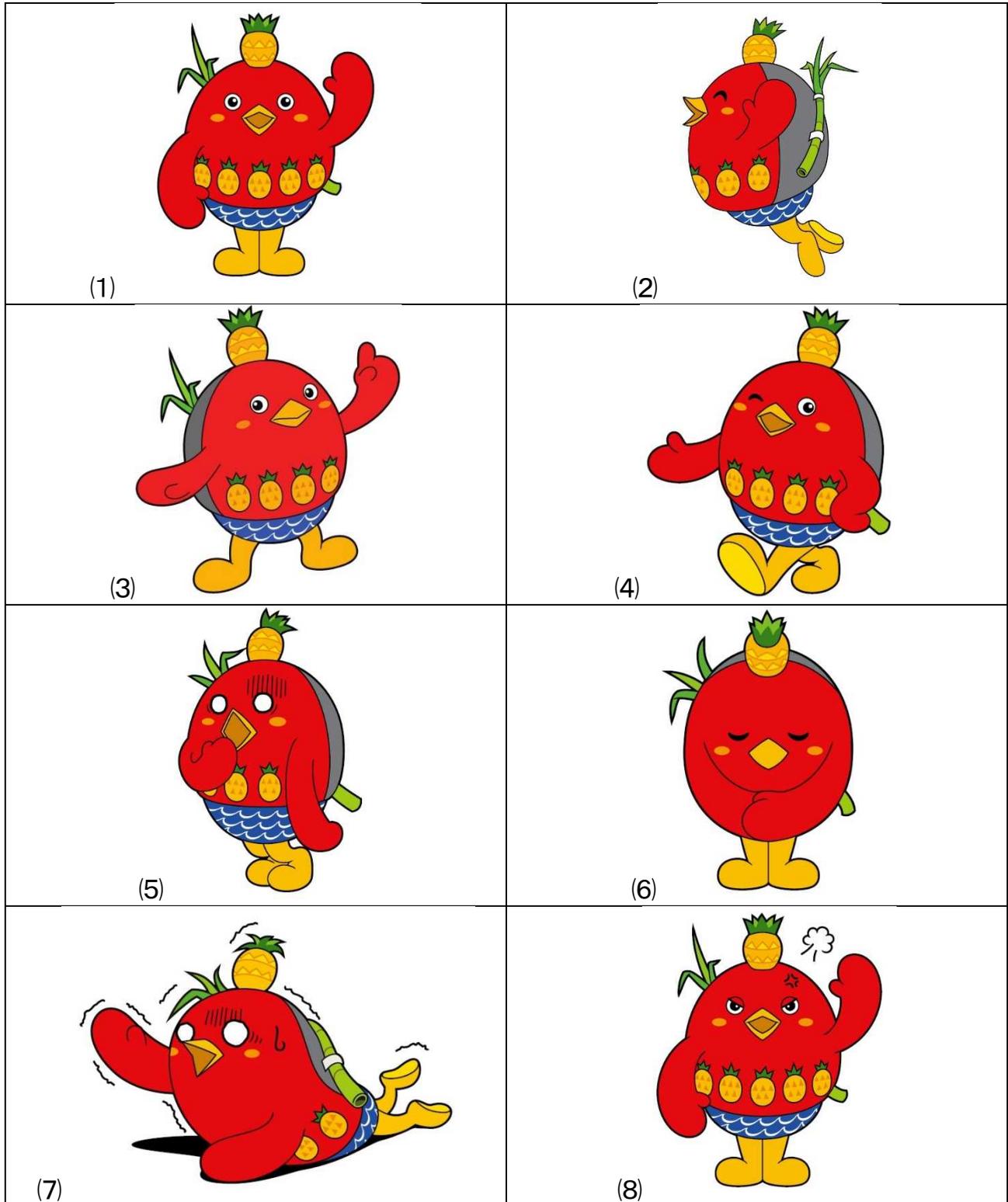
- 1 特定の個人、団体、法人又は商品等
- 2 特定の政治的、宗教的又は思想的主張等

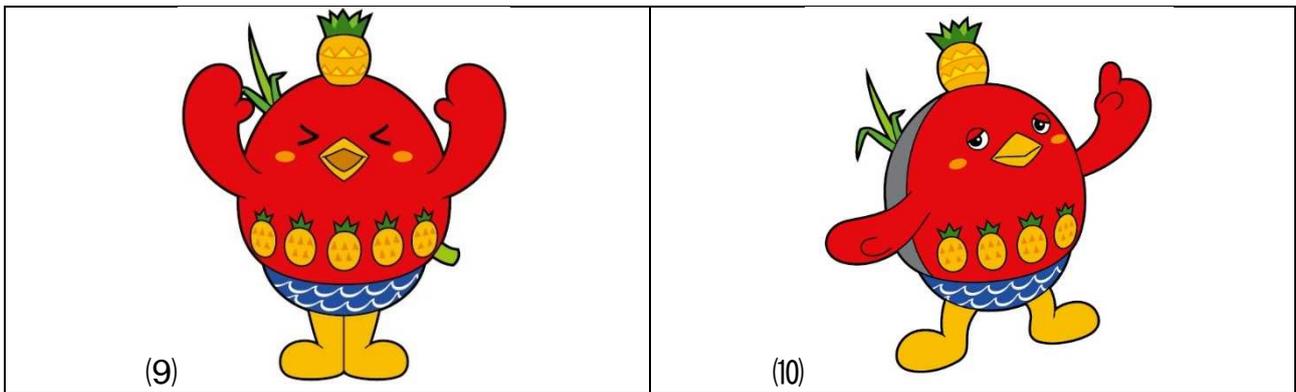
- ・ 指さし・手差し又は表情等の表現により、特定情報を誤認又は混同を生じさせるおそれのある利用はできません。
- ・ もっちゃんのプロフィールに反する特定のイメージ付け又は性格付けはできません。
- ・ 付与された許諾番号を利用対象物又はその包装等 (以下「利用対象物等」という。) に、必ず表示してください。
- ・ 利用規程に違反した場合、利用規程第10条に基づき、利用許諾を取り消す場合があります。

## ○もっちんのデザインについて

・デザインの変更は禁止していません。しかし、著しい変更により、利用規程に反する又はもっちんと判別できない場合等には、利用許諾を取り消すことがあります。

・もっちんの正式なデザインは次のとおりです。





### ○許諾番号について

- ・利用が許諾されると、利用許諾通知書で許諾番号を付与されます。付与された許諾番号は、利用対象物等に必ず表示してください。
- ・もっちんの周知を図るため、許諾番号に加えて「名前」もご記載いただければ幸いです。下記参考。

表示例 1 : 沖縄県もっちんー〇〇〇〇〇

例 2 : 赤土キャラもっちんー〇〇〇〇〇

### ○情報公開について

- ・利用許諾の状況及び利用許諾の取り消し状況については、県ホームページ上に公開されます。

### ○二次的著作物の利用について

- ・二次的著作物を利用しようとする場合には、県環境部環境保全課長（以下「管理者」という。）からの許諾のほか、著作者からも許諾を受けなければなりません。あらかじめ著作者の許諾を受けた上で、利用申請を行ってください。
- ・二次的著作物の利用に関して著作者から求められる事項二次的著作物の利用に関する制限及び要望、利用料等については、県が定める利用規程は関与しません。

### ○手続き及び問い合わせ窓口

沖縄県 環境部 環境保全課 水環境・赤土対策班  
 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階（北側）  
 電話番号：098-866-2236  
 FAX番号：098-866-2240  
 メールアドレス：aa025003@pref.okinawa.lg.jp